

(補足資料)

高知市保育所給食における対応について

(1) 給食原材料の納品について

厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」において、缶詰、乾物、調味料等常温保存可能なものを除き、食肉類、魚介類、野菜類等の生鮮食品については1回で使い切る量を調理当日に仕入れることとされています。しかしながら昨今、働き方改革による労働時間の見直しや人員不足等の理由で、当日朝の納品が困難な業者が増えてきています。

そのため高知市では、業者の都合により当日納品が困難なうえ、他の業者にも依頼できない等、やむを得ず前日仕入れでないと給食運営に困難をきたす状況が生じた場合、適切な管理の実施を条件に、前日納品を可能とする旨、通知を出しています。

(令和6年2月13日付 5保幼第1813号 高知市保育幼稚園課長通知)

(2) 餅等の取り扱いについて

令和7年3月12日付 こども家庭庁事務連絡「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」の中で、新たに作成された誤嚥事故防止のための各種啓発資料を活用するよう記載があります。その啓発資料において、教育・保育施設等で使用を避ける食材として「もち」「白玉粉」等が示されたことを受け、令和7年度から高知市立保育所給食献立での使用をしないこととしました。

また餅つきにつきましては、給食とは違って伝統的な行事やイベントになりますが、そういった行事等でも事故が発生していることから、先述の啓発資料において、団子や餅を提供しなくても、飾りや遊びなどを通して風習や文化を学ぶこともできると記載があり、提供する食材の見直しや実施内容を検討するよう示されています。

(3) 枝豆の取り扱いについて

令和2年、教育・保育施設において節分の豆等の食品を原因とした、誤嚥による子どもの死亡事例が複数発生した状況を踏まえ、消費者庁から「硬い豆やナッツ類等は5歳以下の子どもには食べさせないで」との注意喚起が公表され、以降、毎年、節分行事前の時期にこども家庭庁から注意喚起の事務連絡が発出されています。

高知市では、令和3年1月20日付 内閣府・消費者庁・文部科学省・厚生労働省連名の事務連絡「節分の豆等の食品による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」が発出されたことを受け、高知市立保育所給食における硬い豆・ナッツ類の取り扱いについて整理し、枝豆については、給食で提供する場合は「ずんだ状」とする（離乳食では使用しない）という取扱いにしています。